

NPO法人助成事業の申込みについて

1. 申込の手続

- ・ 申込書の請求期間 2019年4月中旬～2019年6月20日
返信用封筒（角形2号、宛名記入、140円切手貼付）を同封の上郵送にて請求するか、直接清水基金で受け取る
- ・ 助成申込受付期間 2019年5月1日～2019年6月30日（必着）
- ・ 助成決定時期 2020年1月末（法人代表者様に郵送にて通知）

2. 助成対象

障害者福祉の増進を目的として運営されているNPO法人の諸事業

- ・ 2019年4月時点でNPO法人になって3年以上が経過し、申込時点で有効な「障害福祉サービス事業者の指定（更新）通知書」を持つ事業所
- ・ 2016年度～2018年度助成事業において、当基金から助成を受けていないこと
- ・ 助成決定後、当基金との助成金交付契約締結後に事業着手し、原則として機器・車輛は2020年9月迄に納入、建物は同年12月迄に完成できる案件
- ・ 原則として1法人1件（総費用が税込70万円以上3,500万円未満の案件）
- ・ 3年間不祥事の発生や所轄庁からの行政処分を受けていないこと

3. 助成内容

利用者のために必要な機器・車輛・建物（新築、改修、増改築）等

- ・ 申込案件には、公費による補助や他の助成団体等への助成申込が重複しないこと
- ・ 自主事業への取り組みが熱心、かつ自助努力が見られる法人を優先する
- ・ 機器：医療機器・防災関連機器は対象外とする
- ・ 建物：改修・増改築については対象外となるケースもあるので、事前にお問い合わせください
※修繕・メンテナンス工事（屋上防水・外壁塗装等）、防災設備（自家発電装置・スプリンクラー・火災報知器等）、防犯設備、ソーラーシステム、浄化槽設備、耐震補強、舗装工事、井戸整備等は対象外とする

4. 助成金・助成件数

- ① 助成金総額は8,000万円（予定）、助成件数は30件程度
- ② 原則として1法人当りの助成金額は50万円～700万円とする
- ③ 原則として申込法人が総費用の20%以上を負担する

5. 選考基準

上記助成対象・内容に該当した案件について、次の項目を重点に選考委員会で審査

- ① 必要度
- ② 期待度
- ③ 注目度
- ④ 財務状況

6. その他の留意事項

- ・ 助成金交付は、建物新築は上棟後と完成後の2回均等分割、その他は助成物件納入後に行います
- ・ 事業完了の2年後に現状報告書を提出していただきます
- ・ 必要により事業所への事前訪問を行うことがあります
- ・ 申込書類は返却いたしません
- ・ 選考状況や結果については、お問い合わせいただいてもお答えできません